

仕様書

1 委託業務の名称

東北の人と文化を基軸としたローカルツーリズム推進事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 委託業務の目的

本市では、文化や歴史、自然、一次産業等の地域資源の活用及び地域の人との交流を通じたツアー・プログラムの造成・販売により、東北地方への誘客や、参加者への高い満足度の提供による東北へのリピーター確保に取り組むとともに、そのようなツアー・プログラムが本事業終了後も継続的に実施される体制の構築を目的として、令和4年度からの3ヵ年事業として本事業を実施している。

令和4年度から令和5年度においては、東北各地のDMO等と連携しながら、一次産業や祭り、伝統文化をはじめとした地域資源を活用したツアー・プログラムを計38本造成・販売し、モデル事例を蓄積するとともに、関係者間での造成・販売等に当たってのノウハウの共有を行った。

最終年度である令和6年度はこれまで同様、東北各地との伴走による商品造成等を継続しつつ、東北広域でのローカルツーリズムのさらなる拡大による地域消費の増大を目的として、本事業で蓄積したノウハウを広く東北の関係事業者等に周知し、取り組みの裾野を拡大するとともに、東北各地で独自に造成されているツアーの一体的な発信にも取り組む。

*本事業における「ローカルツーリズム」の定義

- 地域固有の魅力を感じられ、域内調達率が高いこと
- 第一次産業も含めた地域で活動している人等と交流できること
- リピーター確保につながるものであること

4 業務内容

(1) 事務局運営

- 令和5年度までに商品造成等において連携した地域を中心とし、東北各地のDMOや観光協会、地域事業者等、東北のローカルツーリズムを推進する関係者との連絡調整をはじめとした、本事業の事務局機能を担うこと。
- 東北広域でのローカルツーリズムの拡大に向けて、東北の自治体やDMO、観光協会、地域事業者等を対象とした勉強会を計2回以上開催すること。初回については、事業着手後遅滞なく開催することとし、令和5年度までの取り組みや造成に当たってのノウハウの共有を図るとともに、今年度の事業計画を紹介し、東北各地と

の連携の裾野を広げること。2回目の勉強会については、事業の後半に実施することとし、本事業終了後も地域で造成したプログラムが効果的に販売されるよう、効果的な販売方法やチャネル等に関するセミナーを開催すること。詳細は発注者と協のうえ決定することとする。多くの関係者が参加できるよう、いずれもオンライン参加が可能な形式とすること（リアル開催とのハイブリッド形式としても差し支えない）。

(2) ツアー・プログラムの企画造成及び販売の支援

- 東北各地のDMO等の多様な関係者と連携しながら、地域消費の生じない物見遊山型の観光ではなく、地域資源の活用や、地域の人との交流等を組み込んだツアー・プログラムについて、24種類以上の企画造成及び販売の支援を行うこと。なお、そのうち12種類については新たに造成することとするが、残りの12種類については令和4年度及び5年度に支援を行ったツアーの再販（磨き上げ含む）や、広く東北でのローカルツーリズムの拡大を図る観点から、他の地域が造成・販売しているコンテンツのなかからローカルツーリズムの趣旨にふさわしいものを選定し、磨き上げや販売支援、広報したのもも数に含めてよいものとする。
- 新たに造成する12種類のツアー・プログラムには、仙台市のツアー・プログラムを1種類以上含むこととする。
- 24種類のツアー・プログラムについては、東北6県及び仙台市の7地域で各1種類以上造成することとし、仙台市のツアー・プログラムにおいては、「仙台旅先体験コレクション」に掲載されている体験プログラムの活用を図るよう努めること。
- 本事業はデジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生推進タイプ）を活用して実施するものであるが、当該交付金においては、「特定の個人や個別企業に対する給付事業及びそれに類するものは、原則として推進交付金の対象としないこと」とされていることから、各ツアー・プログラムの経費は、各ツアー・プログラムの収益により賄うこととし、旅行代金への予算の充当は行わないこと。

(3) 販売促進及びブランディング

- (2)で支援を行ったツアー・プログラムの認知向上及び販売促進を行うこと。
- また、各ツアー・プログラムのその後の自走に寄与すべく、ツアー・プログラム実施の様子を発信するなどし、東北のローカルツーリズムとしてブランディングし、認知拡大と消費喚起を図ること。

(4) ツアー・プログラムの効果検証

- ツアー・プログラムについては参加者へのアンケート調査等を実施し、参加者の居住地や属性、ツアー・プログラムの満足度や感想、許容する価格等を確認すること。

(5) 年央での改善提案

- 上記について不断の検証を行い、令和6年10月頃を目途に、資料を用いて事業の中間報告及び後半に向けた改善提案等を行うこと。

(6) 実施結果の分析及び報告書の作成

- 上記の業務の結果を取りまとめ分析した上で、事業報告書を作成し、指定する納入期限までに提出すること。報告にあたっては、令和4年度以降に連携した地域も含めて、本事業で造成したツアーが令和6年度以降どの程度地域で自走するに至ったかを確認し、まとめること（形式：A4．納入期限：令和7年3月14日）

5 業務にあたっての留意事項

本事業の実施にあたっては、随時報告し、協議しながら業務を進めること。

6 契約に関する条件等

(1) 著作権に関する事項

受注者は、成果物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

また、本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

受注者及び発注者以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に発注者の了解を得た場合を除き、原則として、複製、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。

(4) 再委託の禁止

受注者は、本業務実施における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定等について再委託することはできない。その他業務の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

7 その他

(1) 仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

(2) 本業務にあたり取得した備品・設備品等については、契約終了時に使用価値及び残存価値を有する場合、発注者が所有権を放棄する場合を除き、発注者に所有権が帰属するものとする。

【考慮する目標数値及び目指す効果目標について】

	考慮する目標数値 (アウトプット)		目指す効果目標 (アウトカム)	
	事務局運営	研修会	2回	参加団体数
ツアー・プログラムの企画 造成及び販売の支援	本数	24種類(新規造成 12種類以上)	プログラム参加者数(※1)	720人
			消費拡大額(※2)	24,474千円
			次年度以降も継続販売が見込まれる ツアー・プログラムの種類	12種類 /24種類以上

※ 1 参加者数は、日本人、外国人ごとに集計すること

※ 2 消費拡大額の算定にあたっては、観光庁「旅行・観光消費動向調査(2020)」における日本人旅行者1人1回当たりの旅行消費額33,993円を参加者数に乗じて算出する